

**PEFC INTERNATIONAL STANDARD**  
Requirements for PEFC scheme users

**PEFC ST 2002:2013**

**PEFC国際規格**

**PEFC制度の利用者のための要求事項**

**2015年12月7日**

**第二版**

---

---

**林産品のCOC — 要求事項**



---

---

**PEFC Council**

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport  
CH-1215 Geneva, Switzerland  
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50  
E-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org), Web: [www.pefc.org](http://www.pefc.org)

**著作権のお知らせ**

© PEFC Council 2013

この PEFC 文書は PEFC 評議会による著作権保護の対象となっています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書は英語版をもって唯一の正式文書とします。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点がある時は、英語版によって決定されます。

文書名：林産品の COC – 要求事項

文書記号：PEFC ST 2002:2013

承認：PEFC 総会

日付: 2013 年 5 月 23 日

発行日：2013 年 5 月 24 日

発効日：2013 年 5 月 24 日

移行日：2014 年 2 月 24 日

編集上の更新日：2015 年 12 月 7 日

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC 森林認証プログラムに関わる一切の文書は英語文書を持って正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。又、PEFC アジアプロモーションズの承諾なく、これを訂正、修正、転用することはお断りします。本翻訳文に関するご質問やご提案は、PEFC アジアプロモーションズまでご連絡下さい。

なお、原文のスラッシュ (/) は、その前後の単語のどちらでも良い場合を指すものとして、この文書ではそのまま使用しております。)

## 目次

|         |                                      |    |
|---------|--------------------------------------|----|
| 1.      | 適用範囲                                 | 7  |
| 2.      | 引用規格                                 | 7  |
| 3       | 用語と定義                                | 8  |
| 4       | 原材料／製品の原材料カテゴリーの確認                   | 13 |
| 4.1     | 入荷の段階における確認                          | 13 |
| 4.2     | 供給者の段階における確認                         | 13 |
| 5       | デューディリジェンス・システム（DDS）に関する最低限の<br>要求事項 | 14 |
| 5.1     | 一般要求事項                               | 14 |
| 5.2     | 情報の収集                                | 14 |
| 5.3     | リスク評価                                | 15 |
| 5.4     | 根拠に基づくコメントまたは苦情                      | 17 |
| 5.5     | 重大リスク供給品の管理                          | 17 |
| 5.5.1   | 総論                                   | 17 |
| 5.5.2   | 供給連鎖の確認                              | 18 |
| 5.5.3   | 現場検査                                 | 18 |
| 5.5.4   | 是正処置                                 | 19 |
| 5.6     | 市場への出荷の禁止                            | 19 |
| 6       | COC の方式                              | 20 |
| 6.1     | 総論                                   | 20 |
| 6.2     | 物理的分離方式                              | 20 |
| 6.2.1   | 物理的分離方式に関する一般要求事項                    | 20 |
| 6.2.2   | 認証原材料／製品の分別                          | 20 |
| 6.3     | パーセンテージ方式                            | 20 |
| 6.3.1   | パーセンテージ方式の適用                         | 20 |
| 6.3.2   | 製品グループの決定                            | 20 |
| 6.3.3   | 認証率の計算                               | 21 |
| 6.3.4   | 算出された認証率の生産品への振替                     | 21 |
| 6.3.4.1 | 平均パーセンテージ方式                          | 21 |
| 6.3.4.2 | ボリュームクレジット方式                         | 22 |
| 7       | 主張付き製品の販売および情報伝達                     | 23 |
| 7.1     | 販売／譲渡された製品に関する文書                     | 23 |
| 7.2     | ロゴおよびラベルの使用                          | 23 |
| 8       | マネジメントシステムに関する最低限の要求事項               | 24 |

|       |                           |    |
|-------|---------------------------|----|
| 8.1   | 一般要求事項                    | 24 |
| 8.2   | 責任と権限                     | 24 |
| 8.2.1 | 全般的な責任                    | 24 |
| 8.2.2 | COCに関する責任と権限              | 24 |
| 8.3   | 文書化された手順                  | 24 |
| 8.4   | 記録の保持                     | 25 |
| 8.5   | 資源の管理                     | 25 |
| 8.5.1 | 人的資源／人員                   | 25 |
| 8.5.2 | 技術的施設                     | 26 |
| 8.6   | 検査と管理                     | 26 |
| 8.7   | 苦情                        | 26 |
| 8.8   | 下請検査                      | 26 |
| 9     | COCにおける社会、保健、安全上の要求事項     | 27 |
| 9.1   | 適用範囲                      | 27 |
| 9.2   | 要求事項                      | 27 |
|       | 付属書 1：PEFC 主張の仕様書         | 28 |
|       | 付属書 2：マルチサイト組織による COC の実行 | 30 |

## 前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)は森林認証と林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る世界的な組織であり、PEFCの主張／ラベルは、顧客や最終消費者に原材料の出处が持続可能に管理された森林やリサイクルおよび／または管理された生産源に由来するものあることの信頼性を提供する。

PEFC 評議会は、PEFC 評議会の要求事項（含：定期的な見直し）への適合を求められる各国の森林認証制度の承認を行う。

この規格は、広範囲なステークホルダーを対象に、協議およびコンセンサスをベースとする開放性および透明性を確保したプロセスを踏んで策定されたものである。

この文書は、PEFC ST 2002:2010 を代替する。

この規格は、GMO（遺伝子組み換え作物）を PEFC 認証の供給チェーンから排除する方針の延長を反映することを目的として 2015 年 12 月に編集上の更新がなされた。

## 序文

林産品に付せられる PEFC の主張は、持続可能に管理された森林、リサイクル、および出処に問題のないその他の林産原材料の由来に関する情報を提供する。また、PEFC 認証は保健、安全、および労働に関する要求事項をも対象範囲に含む。購買者や潜在的な購買者は、持続可能性やその他の配慮がなされたものであることをベースにして商品を選択する上でこの情報を利用することができる。原材料の由来に関する情報の伝達は、持続可能に管理された森林を出処とする商品の需要と供給を奨励し、それによって市場主導による世界の森林資源の継続的な改善のポテンシャルの活性化を目指すものである。

PEFC-COC の総合的な目標は、顧客に対して、PEFC 認証商品に含まれる持続可能に管理された森林、リサイクル、および管理材などを出処とする原材料の含有に関する正確で検証可能な情報を提供することにある。

## 1 適用範囲

この規格は、林製品の **COC** を実行するための要求事項を対象とする。

**COC** の要求事項は、組織の調達原材料から自社製品に至るまでの一連の原材料の由来に関する情報を得るためのプロセスを解説するものである。この規格は、**COC** への取り組みに関し、物理的分離方式およびパーセンテージ方式という 2 つの選択肢（オプション）を定める。

また、この規格は、**COC** プロセスの実行と管理のための最低限のマネジメントシステムに関わる要求事項も定める。この規格が定めるマネジメントシステムのための最低限の要求事項を遵守するために、組織はその品質マネジメント（**ISO 9001:2008**）または、環境マネジメント（**ISO14001:2004**）のシステムを利用することができる。

さらに、この規格は保健、安全、および労働問題に関する最低限の要求事項を定める。

この **COC** は、「認証原材料」として認めるための基準を含む特定の **PEFC** 主張または **PEFC** が承認する森林認証制度による主張に関する規定と関連させて使用しなければならない。それゆえ、この規格の本文においては、「認証原材料」「中立原材料」「その他の原材料」などの一般的な用語を使用して **COC** のプロセスを定める一方で、個々の主張に関するこれらの用語の内容についてはこの規格の付属書で規定する。

組織による **COC** の実行の結果としての主張と関連ラベルの使用は、この規格の使用者が遵守しなければならない **ISO14020:2000** に基づいていなければならない。この **COC** において使用されるリサイクル原材料に関わる考え方は **ISO/IEC14021:1999** を基にしており、使用者はこれを遵守しなければならない。

製品へのラベル使用は、組織が **COC** の中に組み込むことが可能な、商品情報の伝達に関する選択的手段の一つであると考えられる。組織が製品上または製品外のラベル使用を意図する時は、ラベル使用に関する要求事項は、そのラベルの所有者によって定められたものも含めて、**COC** 要求事項の不可欠の部分となる。

この規格は、**PEFC** 評議会または **PEFC** が承認する森林認証制度が定める要求事項に基づく第三者適合性評価を目的として実行するものでなければならない。この適合性評価は製品認証と考えられ、**ISO/IEC17065** を遵守しなければならない。

この規格書において、「しなければならない (shall)」という用語は、それが使われる規定が必須であることを意味する。「すべきである (should)」の用語は必須ではないにしても採用され、実行されることが期待されることを意味する。この文書を通じて使用される「してもよい (may)」はこの文書による許可を表現するものであり、「することができる (can)」はこの文書の使用者の技量や使用者に開かれている可能性を述べるものである。

## 2 引用規格

この規格を適用するにあたって、下記の引用文書は不可欠である。文書の日付の有無に関わらず、それぞれの最新版（改定版を含む）が適用される。

**PEFC ST 2001:2008** **PEFC** ロゴ使用規則 - 要求事項

**PEFC ST 2003:2012** **PEFC** 国際 **COC** 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

- ISO/IEC ガイド 2 : 2004, 標準化及び関連活動 一般用語
- ISO 9000:2005 品質マネジメントシステム – 基本と用語
- ISO 9001:2008 品質マネジメントシステム – 要求事項
- ISO 14001:2004 環境マネジメントシステム – 仕様書および利用の手引き
- ISO/IEC 14020:2000 環境ラベル及び宣言 – 一般原則
- ISO/IEC 14021:1999 環境ラベル及び宣言 – 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)
- ISO 19011:2011 マネジメントシステム監査のための指針
- ISO/IEC ガイド 65:1996, 製品認証機関<sup>1</sup>に対する一般要求事項
- ISO/IEC 17065 適合性評価 – 製品, プロセス及びサービス<sup>2</sup>の認証を行う機関に対する要求事項
- EN643:2001 紙と段ボール – 再生紙と再生段ボールの標準グレードのヨーロッパ人リスト

### 3 用語と定義

この規格の目的のために、ISO/IEC ガイド 2 および ISO 9000:2005 に定められた関連定義が、下記の定義とともに適用される。

#### 3.1

##### 認定認証書 (Accredited certificate)

認証機関が受けた認定の範囲内で認証機関によって発行された認証書で、認定機関のシンボルを記したもの

#### 3.2

##### 認証原材料 (Certified material)

COC 主張の対象となっている原材料

注意書：認証原材料の基準とその供給者に関する基準は、この規格の付属書にある PEFC 主張の定義の一部として定められる。同様に、PEFC が承認する森林認証制度はこの規格との併用で認証原材料に関する独自の定義を定めることができる。

#### 3.3

##### 主張付き製品 (Claimed product)

COC による検証を受けた認証原材料の含有の主張付き製品

#### 3.4

##### 林産品の COC (Chain of custody of forest based products)

林産品の由来に関する情報を取扱うプロセスであり、これにより組織による認証原材料の含有に関する正確かつ検証可能な主張が可能となる。

---

1 ISO ガイド 65:1996 から ISO/IEC 17065:2012 への移行に関する移行期間は 2015 年 9 月 15 日に終了する。この移行期間中は、両規格の引用が可能である。

2 ISO ガイド 65:1996 から ISO/IEC 17065:2012 への移行に関する移行期間は 2015 年 9 月 15 日に終了する。この移行期間中は、両規格の引用が可能である。



### 3.5

#### 主張 (Claim)

製品の一定の特性を示す情報

注意書：この規格で使用される「主張」の用語は、PEFC 主張に関する正式な COC 主張（付属書 1 を参照）の使用を意味する。

### 3.6

#### 主張期間 (Claim Period)

COC 主張が適用される期間

### 3.7

#### 紛争木材 (Conflict timber)

「COC のいずれかの時点で、武装集団（反政府軍であるか通常兵士であるかを問わない）あるいは、武力紛争に関与する文民政権、またはその代表者によって取引された木材であり、その目的が紛争の永続化または個人的な利益のために紛争状態を利用することにある場合。紛争木材は必ずしも「違法」であるとか、木材採取自体が紛争の直接の原因になっているとは限らない。

（国際連合環境計画 UNEP の定義による <http://www.unep.org/dewa/Africa/publications/AEO-2/content/205.html>）

### 3.8

#### 管理材 (Controlled sources)

PEFC の DDS の実行によって問題のある出処に由来するリスクが最小化された原材料

### 3.9

#### 問題のある出処 (Controversial sources)

下記にあたる林業活動である。すなわち、

- (a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法を遵守しないもの
  - － 生物多様性の保全および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
  - － 環境的および文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業
  - － 保護の対象となっている種や絶滅危惧種（CITES の要求事項を含む）
  - － 林業従事者の健康と労働問題
  - － 先住民の財産、土地保有権、土地使用权
  - － 第三者の財産、土地保有権、土地使用权
  - － 税や使用料の支払い
- (b) 伐採国の林業部門に関わる取引および関税に関する法令を順守しないもの
- (c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用
- (d) 一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換

注意書：遺伝子組み換え木を排除するこの方針は 2022 年 12 月 31 日まで有効とする。

### 3.10

#### 顧客(Customer)

組織の製品の購入者または使用者であり、**主張**の相手である単一の主体

注意書：後続する製品グループが存在する場合、組織内部の顧客もここでいう顧客に含まれる

### 3.11

#### デューディリジェンス・システム (DDS)

デューディリジェンスを実行するための手順と方法の枠組みであり、具体的には、情報の収集、リスク評価およびリスクの軽減である。

### 3.12

#### 林産原材料 (Forest based material)

林地または PEFC の森林管理認証の対象として相応しいと PEFC 評議会が認めるその他の区域に由来する原材料で、それらの区域を原産とする**リサイクル原材料**も含む。

注意書：林産品には、木材原材料および非木材原材料が含まれる。

### 3.13

#### 林産品 (Forest based products)

林産原材料を含む製品

### 3.14

#### 森林プランテーション、木材プランテーション、生産プランテーション

##### (Forest plantation/timber plantation/productive plantation)

外来種または時に在来種の森林または他の林地であり、主として木材または非木材製品の生産を目的として、新植または播種によって開設したもの。

注意書 1：木材または非木材製品の生産を目的として開設された外来種のすべての林分を含む

注意書 2：少数の樹種、（例えば造林のための）集中的な地作り、直線的な立木線、または／および同林齢の林分などに代表される特徴を有する在来種区域を含んでもよい。

注意書 3：定義の適用にあたっては、各国の林業用語や法的な要求事項などを考慮することが求められる。

### 3.15

#### ラベル使用 (Labelling)

ラベルの使用（製品上、または、製品外）

### 3.16

#### 原材料のカテゴリー

原材料の原産地の特徴

注意書：この規格では、3つの原材料カテゴリーを使用する。すなわち、認証、中立、その他であり、それぞれの主張について定義が定められる。

### 3.17

#### 中立原材料 (Neutral material)

林産品以外の、それゆえ、認証率の計算において中立として扱われる原材料

注意書：PEFC が承認する森林認証制度は、この規格との併用で独自の主張を目的にした中立原材料の規定を定めることができる。

### 3.18

#### 組織 (Organisation)

製品上に主張をし、この規格の要求事項を実行する主体。その主体は原材料の**供給者**および自社製品の**顧客**を明確に確認できること。

### 3.19

#### その他の原材料 (Other material)

認証原材料以外の**林産原材料**

### 3.20

**PEFC 承認認証書 (PEFC-recognised certificate)** とは、

- a) PEFC 評議会の承認を受けた森林認証制度／規格に照らして PEFC 公示を受けた認証機関が発行した有効な森林管理認定認証書、または
- b) この規格および原材料の由来に関する PEFC 承認の仕様書に照らして PEFC 公示を受けた認証機関が発行した有効な COC 認定認証書
- c) (各国の) 森林認証制度独自の COC 規格で PEFC 評議会が承認するものに照らして PEFC 公示を受けた認証機関が発行した有効な COC 認定認証書

注意書：PEFC が承認する森林認証制度と COC 規格は PEFC 評議会のウェブサイト [www.pefc.org](http://www.pefc.org) に掲載される。

### 3.21

#### 物理的分離 (Physical separation)

使用されて**顧客**に譲渡された原材料や製品の**カテゴリー**が分かるように、異なる**カテゴリー**の様々な**原材料／製品**を分別管理する手順。

注意書：組織の単一施設内における物理的分離も物理的分離に含まれる。例えば、施設内の区別された区画や特定の貯蔵場所、または、カテゴリーが異なる由来の原材料を容易に確認できる様な明確なマーキングや目立つマークを使用することなど。

### 3.22

#### 一次林 (Primary forest)

在来種の森林であり、人による活動の明白な兆候がなく、生態系の推移が大きな阻害を受けていないもの。

注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産物が採集される区域も含む。多少の木が除去される場合もある。

### 3.23

#### 製品グループ (Product group)

組織の COC の対象にある特定のプロセスにおいて製造または取引される一群の製品

注意書 1：並列または後続プロセスの結果として単一または複数の製品グループを定めることができる。

注意書 2：COC 製品グループは COC の実行を目的にした単一の製品を含むこともできる。このような COC の実行方法は「プロジェクト COC」とも呼ばれる。

### 3.24

#### リサイクル原材料 (Recycled material)

下記の林産原材料である。

- a) 製造プロセスの中で廃棄物の流れから転換したもの。再加工、再研削など原材料の再使用、または、加工から生じる破片で、それが発生したものと同一のプロセスに再投入することができるものはここから除外される。また、製材副製品（例えば、おが屑、木片、木の皮など）などの副製品や林業の残留物（木の皮、枝からの木片、根など）も除外される。これらは「廃棄物」の流れではないからである。

および、

- b) 製品の最終ユーザーの立場としての家庭または商業、工業、研究施設などから発生した林産原材料で、それ以上当初の目的に使用することができないもの。ここには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。

注意書 1：「それが発生したものと同一のプロセスに再投入することができるもの」とは一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレスによって生成される残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とはみなされない。

注意書 2：EN643によって再生紙のグレードとして分類される原材料はリサイクル原材料の定義に見合うものと考えられる。

注意書 3：この定義はISO14021:1999の定義を根拠とする。

### 3.25

#### 移動パーセンテージ計算 (Rolling percentage calculation)

製品の製造や販売に先行する特定の期間に調達された投入原材料に基づいた認証率の計算

### 3.26

#### 単純パーセンテージ計算 (Simple percentage calculation)

計算の対象となる製品に物理的に含まれる投入原材料に基づく認証率の計算

注意書：単純パーセンテージの計算の例としては、特定の印刷用に購買、使用される原材料に基づいて認証率が計算される印刷業務などがある。

### 3.27

#### 供給者 (Supplier)

関連する製品グループに投入される原材料を直接供給する単一の主体で、明確な身元確認が可能なもの。

注意書 1：原材料が、その原材料の所有権を持たない他の主体から物理的に納入される場合、組織は、所有権を有する主体か、または原材料を物理的に納入する主体か、の中から単一の供給者を指定しなければならない。例えば、印刷業者が紙の流通企業から原材料を得るが、その原材料が製紙企業から直接納入される場合、印刷業者は、販売業者または製紙企業のどちらかを供給者として考えることができる。

注意書 2：「供給者」という用語は、後続製品群がある場合は組織内部の供給者も含む。

## 4. 原材料／製品の原材料カテゴリーの確認

### 4.1 入荷の段階における確認

4.1.1 組織は、COC の製品グループに投入される原材料の入荷ごとに、調達された原材料の確認および検証に必要な情報を供給者から取得しなければならない。

4.1.2 個々の原材料／製品の入荷に関わる書類は、少なくとも下記情報を含まなければならない。

- (a) 入荷物の顧客としての組織の名称
- (b) 供給者の身元情報
- (c) 製品確認情報
- (d) その書類の対象である製品ごとの入荷量
- (e) 入荷日／入荷期間／会計期間

上記に加えて、PEFC 主張付き製品ごとに該当の書類は下記を含まなければならない。

- (f) 該当する場合、関係書類の対象である主張製品ごとに原材料カテゴリーに関する正式主張（認証原材料の認証率を含む）
- (g) 供給者の COC 認証書又は森林管理認証書の識別子、あるいは供給者の認証状態を確認できるその他の文書

注意書 1：正確な文言による主張である「正式な主張」、および「認証状態を確認する文書」については、この規格の付属書、または関係する森林認証またはラベル制度が定める他の文書において定められる。

注意書 2：認証書の識別子とは、数字とアルファベットを組み合わせたものであり、通常「認証番号」と呼ばれるものである。

注意書 3：入荷伝票の例としては、4.1.2 項の要求事項を満たす請求書や納品書がある。

4.1.3 入荷ごとに、組織は実行中の COC 主張の仕様書に従って調達原材料を「認証」「中立」「その他」に分類しなければならない。

注意書：「認証」「中立」「その他」の主張の基準は、それぞれの主張ごとにこの規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度によって定められる。

### 4.2 供給者の段階における確認

4.2.1 組織は、認証原材料のすべての供給者に、森林管理認証書、COC 認証書、またはその供給者の認証状態を確認できる他の書類のコピーまたはそれらの入手手段を要求しなければならない。

注意書：認証原材料の供給者基準および供給者の認証状況を確認する文書はおのおのの主張ごとに主張の仕様書に関する付属書、または、関連森林認証制度やラベル制度が定めるその他の文書において定める。

4.2.2 組織は、認証原材料の供給者基準に基づき、4.2.1 項の規定により受け取った書類の有効期限、適用範囲によって供給者の認証状態を評価しなければならない。

注意書：供給者から受領した書類に加えて、組織は PEFC 評議会やその他 PEFC 承認の組織による認証原材料の供給者（認証書の保有者）の登録情報などの公開情報を活用するべきである。

## 5 デューデュリジェンス・システム（DDS）に関する最低限の要求事項

### 5.1 一般要求事項

5.1.1 組織は、調達された原材料が問題のある出处からのものであるリスクを最小化するためのテクニックに基づくデューデュリジェンス・システムを、この規格の下記の要素に従って稼働しなければならない。

5.1.2 PEFC の DDS は、下記を例外として、組織の PEFC-COC の対象となるすべての投入林産原材料に対して実行されなければならない。

- (a) リサイクル原材料、および
- (b) CITES との関連で該当する国際法、欧州法、国法の順守を前提に、CITES の付属書 I から III に列挙される樹種に由来する原材料

5.1.3 組織の DDS は、この規格の 8 項の要求事項を満たす組織のマネジメントシステムによってサポートされなければならない。

5.1.4 組織は PEFC DDS を下記に関する 3 つの段階を踏んで実行しなければならない。

- (a) 情報の収集
- (b) リスク評価 および
- (c) 重大リスク供給品の管理

5.1.5 CITES の付属書 i から iii に列挙される種に由来する原材料を調達する組織は、CITES に関連して該当する国際法、欧州法、国法を順守しなければならない。

5.1.6 組織は、林産品の輸出入に関連して該当する国連、EU または各国政府による経済制裁の対象となっている国からの規制林産原材料を含めてはならない。

注意書：「該当する」という用語は、該当組織に当てはまることを意味する。

5.1.7 組織は紛争木材を使用してはならない。

5.1.8 組織は、組織の PEFC DDS の対象となる製品に遺伝子組換え作物（GMO）による原材料を含めてはならない。

5.1.9 組織は、一次林の人工林への転換を含む森林の他の用途への転用を由来とする木製原材料を組織の PEFC DDS の対象となる製品に含めてはならない。

### 5.2 情報の収集

5.2.1 PEFC-DDS は供給者から提供される情報に基づくものであり、組織は下記の情報を入手することが可能でなければならない。

- (a) 取引上の名称と種類を含む該当原材料／製品の確認
- (b) 一般名または該当する場合は学名による該当原材料／製品に含まれる樹種の確認
- (c) 該当原材料が伐採された国および該当する場合は、国内地域またはコンセッション名

注意書 1：一般名の使用が該当樹種の確認上に誤解を生むリスクがある場合は、その樹種の学名の入手が可能でなければならない。

注意書 2：取引名称の対象に含まれるすべての樹種が問題がある出处に由来するものと同等のリスクを有する場合は、該当樹種の取引名称の使用は一般名の使用と同等であると考えられる。

注意書 3：問題がある出处に関して、国内の地域がその国全体のリスクと同等でない場合は、該当地域レベルの原材料由来情報へのアクセスが求められる。

注意書 4 伐採コンセッションの用語は、公有林の特定地理的区域における伐採に関する長期かつ独占的な契約を意味する。

注意書 5: 「国/地域」の用語は、原材料/製品の由来の国内地域または伐採コンセッションを確認するためにこの規格を通じて使用される。

### 5.3 リスク評価

5.3.1 組織は、組織の PEFC-DDS の対象に含まれる下記を除く投入林産原材料について、問題がある出处からの調達のリスク評価を実行しなければならない。

- (a) PEFC 承認認証書を有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料/製品
- (b) PEFC 承認 COC 認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料/製品

5.3.2 組織のリスク評価に基づいて、供給品は「極小リスク」または「重大リスク」のリスクカテゴリーに分類しなければならない。

5.3.3 組織のリスク評価は下記項目の評価に基づいて実行しなければならない。

- (a) 問題のある出处として定められる行為が供給品の、国/地域、または、供給品の樹種において発生する見込みの度合い(以後、「由来レベルの見込み」と呼ぶ)、および、
- (b) 該当する供給連鎖(供給チェーン)において、供給品が問題のある出处からのものである可能性を確認できない見込みの度合い。(以後、「供給連鎖レベルの見込み」と呼ぶ)

5.3.4 組織は、由来レベルの見込みと供給連鎖レベルの見込み、およびその組み合わせに基づいてリスクを決定し、由来レベルの見込みおよび供給連鎖レベルの見込みの1つまたは両者が共に「高い」場合は「重大リスク」としてすべての供給品を分類しなければならない。(図1参照)

|   |                 |       |       |
|---|-----------------|-------|-------|
| 高 | 供給連鎖レベルの見込みの度合い | 重大リスク | 重大リスク |
|   |                 | 極小リスク | 重大リスク |
| 低 | 由来レベルの見込みの度合い   | 低     | 高     |
|   |                 | 低     | 高     |

図 1: リスクのカテゴリー

5.3.5 下記の表は、供給品リスクの分類に使用すべき指標を列挙する。

注意書：由来および供給連鎖のレベルにおいて「低い見込み」とする指標（表 1）は、5.5 項で解説される正式なリスク軽減のプロセスを開始する前の、リスク軽減の第一歩としての選択肢を解説するものである。（例：追加情報の提供）それゆえ、もし供給品が供給チェーンまたは由来のレベルで「見込みの度合いが低い」ことを示す指標の特徴を有する場合、これは常に同一軸の「高い見込み」に優先される。

表 1：由来のレベルまたは供給連鎖のレベルの見込みの度合いが「低」とされる指標（極小リスク）

|   |
|---|
| <b>指標</b>   |
| 供給品：<br>a) PEFC 承認認証書を保有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品<br>b) PEFC 承認 COC 認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品  |
| （PEFC 承認を受けていない）森林認証制度による認証品として宣言された供給品で、第三者認証機関による森林管理認証書または COC 認証書による裏付けがあるもの  |
| 問題がある出処の用語の対象に含まれる行為に焦点を当てた、森林認証制度以外の政府系または非政府系の検証または認可システムによる検証を受けた供給品   |
| 下記を明確に確認することが可能で検証可能な書類による裏付けを受けた供給品 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材の伐採国および／または伐採された国内地域（武力紛争の発生に関する考慮を含む）</li> <li>● 製品の取引名と種類、および樹種の一般名名称および該当する場合は正式学名</li> <li>● 該当供給連鎖にあるすべての供給者</li> <li>● 該当供給品の由来である森林管理主体</li> <li>● 問題がある出処の用語の対象に含まれる行為に関するこれらの木材および木材製品の遵守を示す文書またはその他の信頼できる情報</li> </ul> <p>国際透明性機構（TI）の腐敗認識指数が 50 未満の国の政府による文書には特別の注意を払う必要がある。</p> |

注意書 1：EUTR の要求事項による DDS でモニタリング組織による監査を受けた木材検証は、供給品の合法性証明として使用することができる。

注意書 2：特別地理的方法による極小リスクの確認については、5.3.8 項で解説される。

表 2：由来<sup>3</sup>のレベルにおける「高見込の度合い」の指標

|   |
|---|
| <b>指標</b>   |
| 国際透明性機構（TI）が提示する国別の腐敗認識指数(CPI)が 50 以下の国 <sup>4</sup>      |
| 該当国で武力紛争が発生している。  |
| 該当する国／地域において森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている                   |
| 原材料／製品に含まれる樹種が、「出処に問題がある」の用語の対象範囲に含まれる行為の発生と関連すると認識されている。 |

3 外部参考資料の例およびより詳細な説明は、PEFC GD 2001:2011 林製品の COC – 使用ガイドにあります。

4 国際透明性機構（TI）は、腐敗認識指数（CPI）が林業に関しては必ずしも適切であるとは限らないことを表明している。故に、より適切な指数がある場合は、TI との協議の上 PEFC との事前合意を得てそれを使用することができる。



表 3 : 供給連鎖レベルにおける「高見込の度合い」の指標

|   |
|---|
| <b>指標</b>   |
| このマトリックスによって低リスクの指標として認められる検証システムに基づく最初の検証以前の行為者および段階が不明である。              |
| このマトリックスで低リスクの指標として受け入れられる検証システムによる最初の検証以前に、該当の木材または木材製品が取引された国／地域が不明である。 |
| 関連製品に使用された樹種が不明である。   |
| 該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠  |

5.3.6 リスク評価は、供給者ごとに最初の入荷に対して実行しなければならない。評価は、レビューされなければならない、必要があれば、少なくとも年に一度改訂しなければならない。

5.3.7 5.2.1 項に列挙される事柄に関する変更があった個々の供給者については、リスク評価は、納品ごとに実行しなければならない。

5.3.8 下記の条件を満たす場合、組織は、特定の地理的領域からの納入に関してはリスク評価を実行した上で、極小リスクを確認してもよい。

- (a) 組織は下記を常に更新していなければならない。
  - i. 該当特定区域の明確な規定
  - ii. 該当区域から納入される樹種のリスト
  - iii. その供給源が確認された地理的領域からのものであり、かつ、確認された樹種であることを検証する適切な証拠
- (b) 表 2 および表 3 の指標が該当してはならない。
- (c) 区域特定のリスク評価は、該当区域からの最初の納入の前に実行しなければならない。
- (d) 区域特定のリスク評価は、レビューを受けなければならない、(a)の変更がある場合、必要な場合は、改定しなければならない。

#### 5.4 根拠に基づくコメントまたは苦情

5.4.1 組織は、供給者による、法の要求事項および問題がある出処に関連する諸要素の遵守に関して第三者から根拠に基づく懸念が提示された時は、迅速に調査し、苦情が正当であるとされた場合は、該当供給品に関連するリスクの（再）評価をすることを確実にしなければならない。

5.4.2 根拠に基づく懸念の場合、当初リスク評価から除外された原材料（5.3.1 項）は 5.3 項の要求事項に従ってリスク評価を行わなければならない。

#### 5.5 重大リスク供給品の管理

##### 5.5.1 総論

5.5.1.1 「重大リスク」として確認された供給品に関して、可能な場合は、組織は該当の原材料を極小リスクと分類できる様な追加情報または証拠の提供を供給者に対して要求しなければならない。供給者は、下記を確実にしなければならない。

- (a) 供給者は、該当する原材料の森林管理主体および供給連鎖全体を確認するために必要な情報を組織に提供しなければならない。

- (b) 組織が供給者およびさらに川上の供給者の操業に関する第三者または第三者検査の実行を可能にする手配をする。

注意書：これらの手順は、例えば供給者の合意書または文書による自己宣言書などで確実にできる。

5.5.1.2 組織は、「重大なリスク」と分類された供給品に関する第三者または第三者検証プログラムを構築しなければならない。検証プログラムは下記を対象範囲に含まなければならない。

- (a) 該当の全供給連鎖および該当の供給品の由来である森林管理主体の確認
- (b) 適切である場合は現場検査
- (c) 必要に応じて、リスクの軽減、是正および予防処置

## 5.5.2 供給連鎖の確認

5.5.2.1 組織は、「重大」リスクとされた供給品のすべての供給者に対して、該当の供給連鎖全体とその供給品の出処である森林管理主体に関する詳細な情報を要求しなければならない。

5.5.2.2 供給品が、供給連鎖の1つの段階で表 1 の指標に従って極小リスクと検証された場合、組織は森林管理主体までの供給連鎖全体を遡及する必要はない。

5.5.2.3 提出された情報は、組織による現場検査の計画および実行を可能とするものでなければならない。

## 5.5.3 現場検査

5.5.3.1 組織の検証プログラムは、「重大リスク」供給品の供給者の現場検査を含まなければならない。現場検査の実行は、組織自身が(第三者検査)、または、組織に代わる第三者によるもので良い。組織は、問題のない出処からの原材料であることに十分な信頼を置ける文書がある場合は、これをレビューすることによって現場検査に代替することができる。

5.5.3.2 組織は、「重大」リスクな供給品の由来および問題のある出処の定義に関連する法律に関する十分な知識と技量を有することを示さなければならない。

5.5.3.3 現場検査が組織に代わって第三者によって実行される場合は、組織はその第三者が 5.5.3.2 項で要求される法律に関する知識と技量を有することを示さなければならない。第三者は PEFC ST2003:2012 の 5.2.6 項にある技量の要求事項を満たさなければならない。

5.5.3.4 組織は、検証プログラムによる検証を受ける重大リスク供給品のサンプルを決めなければならない。年次サンプルのサイズは、少なくとも各年の重大リスク供給品の数の平方根以上でなければならない： $(y=\sqrt{x})$  小数点以下は最も近い整数に切り上げ。前回の現場検査が、この文書の目的を満たすために効果的であることを証明している場合は、サンプルの数はその 0.8 の因数によって減らすことが出来る。例えば、 $(y=0.8 \sqrt{x})$ 、(小数点以下は切り上げ)。

5.5.3.5 現場検査は下記を対象に含まなければならない。

- (a) 原材料の由来に関する供給者の主張の適合性評価のため、該当する原材料の直接の供給者およびその供給連鎖の川上にあるすべての供給者
- (b) 法的要求事項の遵守に関する評価を目的にして、供給品の由来である森林所有者／森林管理主体の管理者またはその森林管理主体の管理行為に対する責任を有するその他の関係者

#### 5.5.4 是正および予防措置

5.5.4.1 組織は、組織の検証プログラムによって不履行を指摘された供給者に関する是正措置を実施するための、文書による手順を定めなければならない。

5.5.4.2 是正措置の対象範囲は不履行の度合いと重大さに基づいて決め、下記少なくとも一つあるいはそれ以上を含まなければならない。

- (a) 確認されたリスクに関する明瞭な告知で、問題がある出处からの木材または木材製品が組織に供給されないことを確実にするための、特定の時間枠内における該当リスクに対する取り組みの要求を伴うもの
- (b) 供給者に対し、森林管理の主体による法的要求事項の遵守または供給連鎖における情報の流れの効率性に関するリスク軽減処置を定めることの要求
- (c) 供給者が適切なリスク軽減の手段を実行したことを供給者が示すまで、木材または木材製品の契約または注文の停止

#### 5.6 市場への出荷の禁止

生産源が不明または問題がある出处からの木材または木材製品は、組織の PEFC-COC の対象範囲に含めてはならない。

違法な生産源（問題がある出处 3.9 項 (a) または (b) ）からの木材または木材製品であることが既知であるかまたは正当な疑いがある場合は、供給された木材を「極小リスク」として分類することを可能とする適切な証拠書類が提供され、検証されるまでは、加工、取引、または、市場への出荷をしてはならない。

## 6 COC の方式

### 6.1 総論

6.1.1 COC の実行に当たっては、物理的分離方式およびパーセンテージ方式の二つの方式がある。組織は、原材料の流れや加工の性質によって適切な方式を選択しなければならない。

### 6.2 物理的分離方式

#### 6.2.1 物理的分離方式に関する一般的要求事項

6.2.1.1 認証原材料／製品がその他の原材料／製品と混じらない、または、認証原材料がプロセスの全段階において識別可能である場合、組織は優先されるべきオプションとして物理的分離方式を利用するべきである。

6.2.1.2 物理的分離方式を採用する組織は、生産または取引の全プロセスにおいて認証原材料が分別されるか、明確に識別可能な状態にあることを確実にしなければならない。

6.2.1.3 認証原材料の含有量が様々である認証製品の場合も、組織は物理的分離方式を適用してもよい。

注意書：組織は、パーセンテージ方式による同じ認証率の認証原材料を、異なる認証率の主張の有無に関わらず、他の製品から物理的に分別することができる。（訳注：異なる認証率ごとに分別、または同じ認証率同士の間でも分別することも可能。）

#### 6.2.2 認証原材料／製品の分別

6.2.2.1 認証率の異なる認証原材料や認証製品は、生産、売買、貯蔵のすべてのプロセスを通じて明確に識別可能でなければならない。このためには下記を行わなければならない。

- (a) 生産や貯蔵の場所による物理的な分別、または
- (b) 時間による物理的な分別、または
- (c) プロセスの期間中における認証原材料の明瞭な識別

### 6.3 パーセンテージ方式

#### 6.3.1 パーセンテージ方式の適用

6.3.1.1 COC のパーセンテージ方式は、認証原材料を他のカテゴリーの原材料と混合する組織に適用される。

#### 6.3.2 製品グループの決定

6.3.2.1 組織は、特定の製品グループと関連づけて、この規格の COC プロセスの要求事項を実行しなければならない。

6.3.2.2 製品グループは、(i)単一の製品種類、または(ii)例えば、種、質などが同一または類似の投入原材料からなる一つの製品グループに関連するものとしなければならない。製品グループに投入される原材料には、同一の計量単位、または同一の計量単位に変換可能な単位を使用しなければならない。

6.3.2.3 製品グループは、組織によって単一の生産サイトから生産される製品と関連づけられなければならない。

注意書：この要求事項は、例えば、林業下請け業者、運送業、貿易業など生産サイトを明確に特定することができない組織には適用されない。

### 6.3.3 認証率の計算

6.3.3.1 組織は、各製品グループおよび特定の主張期間ごとに、下記の計算式に従って認証率を計算しなければならない。

$$Pc [\%] = \frac{Vc}{Vc + Vo} \times 100$$

**Pc** = 認証率

**Vc** = 認証原材料の量

**Vo** = その他の原材料の量

注意書：認証原材料およびその他の原材料に加えて、主張基準は、認証率の計算式に入れない中立原材料を定めている。それゆえ、原材料の総量は認証原材料、中立原材料、及びその他の原材料の合計である。  
( $Vt=Vc+Vo+Vn$  :  $Vt$ =原材料の総量、 $Vn$ =中立原材料)

6.3.3.2 組織の認証率の計算に当たっては、その計算の対象となる全ての原材料について同一の計量単位を使用しなければならない。単一の計量単位への変換を行う場合は、組織は一般的に認められている変換比率や方法のみを利用しなければならない。もし適切な公式変換比率がない場合は、組織は妥当かつ信頼性のある変換比率を内部で規定し、これを使用しなければならない。

6.3.3.3 調達原材料の認証率が100%未満の場合は、供給者が呈示する認証率に相当する量のみを、認証原材料として計算式に投入しなければならない。残りの部分はその他の原材料として計算しなければならない。

6.3.3.4 組織は、認証率を下記のいずれかに基づいて計算しなければならない。

- (a) 単純パーセンテージ (6.3.3.5 項)、または
- (b) 移動平均パーセンテージ (6.3.3.6 項)

6.3.3.5 単純パーセンテージによる計算を採用する組織は、認証率計算の対象となる製品グループに実際に投入された原材料に基づいて計算しなければならない。

6.3.3.6 移動平均パーセンテージを採用する組織は、特定の製品グループとその主張期間の認証率の計算を、その主張期間に先行する原材料投入期間に調達された原材料に基づいて計算しなければならない。移動平均の場合の主張期間は3カ月を超えてはならず、原材料投入期間は12カ月を超えてはならない。

例：主張期間を3カ月、原材料投入期間を12カ月に定めた組織は、次の3カ月の移動平均の計算を、それに先行する12カ月間に投入された調達された量によって計算しなければならない。

### 6.3.4 算出された認証率の生産品への振替

#### 6.3.4.1 平均パーセンテージ方式

**6.3.4.1.1** 平均パーセンテージ方式を適用する組織は、算出された認証率をその計算の対象となる製品グループに含まれるすべての製品に対して使用しなければならない。

注意書：平均パーセンテージ方式を採用するにあたって認証率の最低限度は設定されない。しかしながら、認証率は常に顧客に伝えるべき主張の一部である。しかし、個々の森林認証制度やラベル表示制度はその独自のラベルを使用するための最低限度を設定することができる。

例：もし3カ月主張期間の認証率が54%だとすればその期間中の該当製品グループのすべての製品は認証率54%の認証製品として販売/譲渡できる。すなわち、「PEFC 認証 54%」である。

#### 6.3.4.2 ボリュームクレジット方式

**6.3.4.2.1** 組織は、単一の主張についてボリュームクレジット方式を適用しなければならない。一つの入荷原材料についてその由来に関する複数の主張がある場合、認証率の計算には、それを単一の不可分の主張として扱うか、受け取った主張のうちの一つのみを使用しなければならない。

注意書：例えば、二つの認証制度（PEFC と SFI など）による主張がある単一の原材料を受け取る組織は、複数主張（例：PEFC/SFI 認証）として一つのクレジット勘定を作成して認証率を計算するか、または、どちらか一方（例：PEFC か SFI か）を選択して、該当するクレジット勘定（PEFC のクレジットか SFI のクレジットか）にクレジット記帳する。

**6.3.4.2.2** 組織はボリュームクレジットを下記的一方を用いて計算しなければならない。

- (a) 認証率と製品の生産量(6.3.4.2.3 項)、または
- (b) 投入原材料と歩留率 (input/output ratio) (6.3.4.2.4 項)。

**6.3.4.2.3** 認証率を適用する組織は、関連する主張期間の認証率をその主張期間中の製品生産量に掛けてボリュームクレジットを計算しなければならない。

例：100 トンの生産量がある特定の製品グループで主張期間の認証率が54%ならば、その総生産量のうち54 トンに当たる量をクレジット勘定に記帳する（ $100 \times 54$ ）

**6.3.4.2.4** 検証可能な歩留まり率を呈示できる組織は、認証原材料の投入量に歩留率を掛けて、直接ボリュームクレジットを計算することができる。

例：もし投入された認証原材料が  $70\text{m}^3$  であり（例：「PEFC 認証 70%」の原材料が  $100\text{m}^3$ ）、歩留率が0.60だとすれば（ $1\text{m}^3$ の原木が  $0.60\text{m}^3$ の用材になる場合）、組織は  $42\text{m}^3$ の用材に相当するボリュームクレジットをクレジット記帳する。

**6.3.4.2.5** 組織は、クレジット勘定を単一の計量単位で作成、管理し、ボリュームクレジットをそのクレジット勘定に記帳しなければならない。クレジット勘定は、製品グループの製品の種類ごとに作成するか、または、すべての製品の種類に同一の計量単位が使用される場合は製品グループ全体に対して作成しなければならない。

**6.3.4.2.6** クレジット勘定に累積されたクレジットの総量は、過去12ヶ月間にその勘定に算入されたクレジットの合計を超えてはならない。製品の生産期間が12カ月を超える場合は、この12カ月の制限は平均生産期間まで延長することができる。

例：もし燃料木の生産期間（乾燥のプロセスを含む）が18カ月であるとすれば、組織はボリュームクレジットの累積最長期間を18カ月まで延長できる。

**6.3.4.2.7** 組織は、クレジット勘定からのボリュームクレジットを、そのクレジット勘定の対象である生産物に配分しなければならない。ボリュームクレジットは認証原材料を100%の認証率、または、100%以下の認証率でその組織が独自に設定する最低認証率をクリアしているものとして配分しなければならない。認証製品の量とクレジットによる認証製品に含まれる認証原材料の認証率を掛けた結果は、該当するクレジット勘定から引き出された量と同じでなければならない。

例：もし組織が54トンのボリュームクレジットを100トンの生産物に配分することを決めた場合、組織は54トンを100%の認証率（「PEFC 認証 100%」）として売るか、XトンをY%の認証率の認証製品として販売することができる。（この場合、 $X \times Y = \text{配分されたボリュームクレジット}$ ：例えば、 $77 \times 0.7 = 54$  トンなので「PEFC 認証 70%」の主張製品として77トンを販売することができる。）

## 7 主張付き製品の販売および情報伝達

### 7.1 販売／譲渡された製品に関する文書

7.1.1 顧客に主張付き製品を販売または譲渡する際には、組織はその顧客に COC 認証書、または、組織が認証原材料の供給者基準を満たすことを確認するその他の書類のコピー、または、その入手手段を提供しなければならない。組織は、顧客に対し自分の COC の適用範囲に関する変更について伝えなければならない、自らの COC 認証を不正使用してはならない。

注意書：マルチサイト認証において、個々のサイトが認証情報を伝える主たる認証書とは別の書類（主認証書に言及する）を受け取っている場合は、組織(サイト)は顧客に対し、主たる認証書とその書類のコピーを共に提出しなければならない。

7.1.2 COC 主張の情報を伝達するために、組織は販売／譲渡される製品の出荷に関連する書類の種類を決めなければならない。正式主張を盛り込んだその文書は、単一の顧客に対して発行しなければならない。組織は、顧客に発送されたその書類の原本が事後に変更されないように、その書類のコピーを保管しなければならない。

注意書：各々の出荷に関連する書類とは、電子媒体を含む媒体と情報をその対象に含む。

7.1.3 すべての主張付き製品の個々の出荷に関わる書類は、少なくとも下記の情報を含まなければならない。

- (a) 顧客の身元情報
- (b) 供給者の身元情報
- (c) 製品の確認情報
- (d) 該当文書の対象である製品各々の出荷量
- (e) 出荷日／出荷期間／会計期間
- (f) 該当する場合、該当書類の対象に含まれる主張付き製品ごとに、認証原材料の認証率を含む原材料のカテゴリーに関する正式な主張
- (g) 供給者の COC 認証または供給者の認証状態を確認できるその他の文書の識別子

注意書 1：正確な文言による主張である「正式な主張」および「認証状態を確認できる文書」についてはこの規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定める他の文書において定められる。

注意書 2：認証書の識別子とは、数字とアルファベットを組み合わせたものであり、通常「認証番号」と呼ばれるものである。

### 7.2 ロゴおよびラベルの使用

7.2.1 製品上使用あるいは製品外使用を問わず、COC 認証に関連してロゴやラベルを使用する組織は、そのロゴやラベルの商標の所有者または所有者から認可を受けた団体からの許可を得た上で、その許可の規則や条件を遵守して使用しなければならない。

注意書 1：組織がロゴやラベルを使用することを決めた場合は、そのロゴやラベルの所有者が定める使用規則は COC の要求事項の不可欠な一部分となる。

注意書 2：PEFC ロゴの使用において、「許可」とは PEFC 評議会または PEFC 評議会が認可するその他の団体が発行する有効なライセンスを意味する。このライセンスの規則や条件は PEFC ST2001:2008 の遵守を要求する。

7.2.2 組織は、該当ロゴ／ラベル商標の所有者が定めるラベル貼付の適格基準を満たす認証製品に対してのみ製品上のロゴ使用をしてよい。

**7.2.3** 製品上に直接、またはその包装上に（ロゴやラベルなしの）主張をする組織は、常に正式な主張をしなければならず、その主張をする組織の身元は確認可能でなければならない。

注意書：「正式な主張」とは、この規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定められる他の文書において定める正確な文言による主張を意味する。

## 8. マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

### 8.1 一般要求事項

この規格の下記の要素は、COC プロセスの正確な実施と維持を確実にするためのものであり、組織はこれに従ってマネジメントシステムを運営しなければならない。マネジメントシステムは、遂行される業務の種類、範囲、量に照らして適切でなければならない。

注意書：この規格が定めるマネジメントシステムのための要求事項に適合するために、組織は組織の品質マネジメントシステム（ISO9001:2008）又は環境マネジメントシステム（ISO14001:2004）を利用することができる。

### 8.2 責任と権限

#### 8.2.1. 全般的な責任

**8.2.1.1** 組織の経営層は、この規格に従った COC の要求事項の実施および維持に対するコミットメントを定め、文書化しなければならない。そのコミットメントは組織の人員、供給者、顧客、およびその他の利害関係者が入手できるものでなければならない。

**8.2.1.2** 組織の経営層は、経営層の中から一名を指名し、その者の他の任務に関わりなく、その者に COC にかかわる全体的責任及び権限を与えなければならない。

**8.2.1.3** 組織の経営層は、組織の COC によるこの規格への適合を定期的にレビューしなければならない。

#### 8.2.2 COC に関する責任と権限

組織は COC の実施および維持を遂行する人員を定め、少なくとも下記の要素を含む COC のプロセスに関わる人員上の責任と権限の体制を確立しなければならない。

- (a) 原材料の調達とその由来の確認
- (b) 物理的分離または認証率の計算を含む製品の加工、および生産品への振替
- (c) 製品の販売とラベル表示
- (d) 記録の保持
- (e) 内部監査及び不適合の管理
- (f) デューディリジェンス・システム

注意書：上記の COC に関する責任と権限は重複することが出来る。

### 8.3 文書化された手順

**8.3.1** 組織は、COC に関する手順を文書化しなければならない。文書化された手順は、少なくとも下記の要素を含まなければならない。

- (a) 組織の COC に関係する組織構造、責任および権限



- (b) 生産／取引プロセスの中の原材料のフローの記述（製品グループの定義を含む）
- (c) この規格の下記を含むすべての要求事項を対象に含む **COC** のプロセス
  - 原材料のカテゴリー確認
  - 認証原材料の物理的分離（物理的分離方式を適用する組織の場合）
  - 製品グループの定義、認証率の計算、ボリュームクレジットの計算、クレジット勘定の管理（パーセンテージ方式を適用する組織の場合）
  - 製品の販売／譲渡、オンプロダクトの主張およびオンプロダクトのラベル使用
- (d) デューディリジェンス・システムの手順
- (e) 内部監査の手順
- (f) 苦情解決の手順

## 8.4 記録の保持

8.4.1 組織は、この規格の要求事項への適合とその有効性、効率性を立証するため、**COC** に関する記録を作成、維持しなければならない。組織は、**COC** の対象である製品グループに関し少なくとも下記の記録を維持しなければならない。

- (a) 全ての認証原材料の供給者に関わる記録（森林管理認証書、**COC** 認証書、または供給者が認証原材料の供給者としての基準を満たしていることを確認できる他の書類のコピーを含む）
- (b) 生産に投入されるすべての原材料に関する記録（原材料のカテゴリーの主張および該当投入原材料の納品に関連する書類を含む）
- (c) 認証率の計算、認証率の生産量への振替、および、該当する場合はボリュームクレジット勘定の管理、に関する記録
- (d) 原材料のカテゴリーに関する主張および生産品の出荷に関する書類などを含む、販売／譲渡されたすべての製品の記録
- (e) デューディリジェンス・システムの記録（リスク評価および重大リスク供給品の管理に関する記録を含む）
- (f) 内部監査、定期的な **COC** のレビュー、発生した不適合および取られた是正処置に関する記録
- (g) 苦情とその解決に関する記録

8.4.2 組織は上記の記録を最低 5 年間は保管しなければならない。

注意書：記録は電子媒体を含む媒体と情報をその対象とする。

## 8.5 資源の管理

### 8.5.1 人的資源／人員

組織は、**COC** の実施、維持を遂行する人員が適切な訓練、教育、技能および経験に照らした力量を有することを確実にし、これを示さなければならない。

## 8.5.2 技術的設備

組織は、組織の効果的な COC の実施と維持に必要とされ、この規格の要求事項に適合する基本的な設備や技術的な設備を定め、これを提供、維持しなければならない。

## 8.6 検査と管理

8.6.1 組織は、少なくとも年次ベースでこの規格の全ての要求事項を対象範囲とする内部監査を実行し、必要があれば、是正、予防措置を取らなければならない。

8.6.2 内部監査の報告は、少なくとも年に一度レビューされなければならない。

注意書：内部監査を実行するためのガイダンスは ISO19011:2002 により提供される。

## 8.7 苦情

8.7.1 組織は、供給者、顧客および COC に関わるその他の団体からの苦情を処理するための手順を確立しなければならない。

8.7.2 苦情を受けた場合、組織は下記を実行しなければならない。

- (a) 苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを確認する。
- (b) 苦情の評価とその有効性の確認をするために必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情に関する決定をする
- (c) 該当の苦情およびその処理のプロセスに関する決定を正式に申し立て者に通知する
- (d) 適切な是正、予防措置が取られることを確実にする。

## 8.8 下請業

8.8.1 組織の COC は、その COC の対象である製品の製造に関係する下請業者による活動もその対象範囲としなければならない。その活動場所が組織の内であるか外であるかは問わない。

8.8.2 下請業であると組織が見做すことが出来るケースとは、その下請業者が、その他の原材料から分別された関連原材料を組織から受け取り、関連する下請け作業が済んだ後には返却するか、該当製品の顧客に対する販売／譲渡の責任を組織が負っている行為である。

注意書 1：下請業の一例としては、COC を有する印刷会社が裁断や綴込みをアウトソースする場合がある。この場合、印刷物は下請業者に転送され、下請業務が完遂したら印刷会社に返却される。

注意書 2：原材料の調達または生産品の販売に関与する主体は、自社自身の COC を実行する必要がある。「組織から原材料を受け取る」および「原材料を組織に返却する」には、原材料を供給者から組織に代わって直接受け取る場合、または、下請け業者が組織に代わって顧客に直接輸送する場合も含まれる。組織は、原材料の調達から販売、製品情報の通知までに関する要求事項を含めて該当 COC のすべてのプロセスに対して責任を負う。

注意書 3：下請業務は、製品グループは同一のサイトで製造されるべきことを定める 6.3.2.3 項の規定に抵触しないものと考えられる。

8.8.3 組織は、自社の COC に関わる下請け業務に関する全責任を負う。

8.8.4 組織は、組織の原材料／製品がその他の原材料や製品と分別されていることを確実にする旨の書面による合意をすべての下請け業者から得なければならない。

8.8.5 組織の内部監査プログラムは、下請業者の行為を対象に含まなければならない。

## 9. COCにおける社会、保健、安全上の要求事項

### 9.1 適用範囲

この項は、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言（1998）に基づく保健、安全および労働問題に関する要求事項を含む。

### 9.2 要求事項

9.2.1 組織は、この規格が定める社会、保健および安全に関する要求事項の遵守に対するコミットメントを示さなければならない。

9.2.2 組織は、下記を示さなければならない。

- (a) 労働者は、結社の自由、代表者の選択および雇用主との団体交渉上の妨げを受けない。
- (b) 強制労働を使用しない。
- (c) 法的最低年齢、15才、または義務教育の適用年齢のうちの最高年齢以下にあたる労働者を使用しない。
- (d) 労働者は、就労機会と待遇の平等を否定されない。
- (e) 労働条件が安全および保健を脅かさない。

## 付属書1：PEFC 主張の仕様書

### 規準的文書

#### 1 「PEFC 認証」原材料に対する PEFC 主張の仕様書

##### 1.1 序論

組織が PEFC 認証原材料に対する PEFC 主張をすることを目的として COC を構築する場合は、このセクションの仕様書をこの規格の要求事項と併用しなければならない。

##### 1.2 正式な主張

組織は、生産品の中に含まれる PEFC 認証原材料の認証率を伝える時には、「PEFC 認証 x %」の主張を使用しなければならない。

##### 1.3 投入原材料のカテゴリーに関する要求事項

###### 認証原材料：

- (a) 下記のいずれかを有する供給者から「PEFC 認証 x %」の主張を伴って入荷された林産品
  - (i) PEFC 承認認証書、または
  - (ii) 供給者が PEFC 承認認証書の対象範囲に含まれることを確認する書類
- (b) リサイクル原材料（「PEFC 認証」主張を伴って納品された製品以外）
- (c)

###### 中立原材料：

林産原材料以外の原材料

###### その他の原材料：

認証原材料以外の林産原材料であり、下記のいずれかを有する供給者から「PEFC 管理材 (PEFC-Controlled Sources)」の主張が付された林産原材料を含む。

- (i) PEFC 承認 COC 認証書、または
- (ii) 供給者が PEFC 承認 COC 認証書の対象範囲に含まれることを確認する書類

注意書：「供給者が PEFC 承認認証書の対象範囲に含まれることを確認する書類」の用語は、地域またはグループ森林管理認証およびマルチサイト（グループ）COC 認証で、供給者に対し PEFC 承認認証書の適用範囲を引用する書類が提供される場合に適用される。

##### 1.4 「PEFC 認証」主張の使用に関する追加的な要求事項

リサイクル原材料を含む COC の対象範囲に含まれる製品に関しては、組織は ISO14021 に基づいてリサイクル原材料の含有量を計算し、請求があれば、これを伝えなければならない。

## 2 「PEFC 管理材」 (PEFC Controlled Sources) 原材料の PEFC 主張に関する仕様書

注意書：管理材原材料の元となる PEFC DDS は、COC 規格の 5 項にて解説される。

### 2.1 序論

組織が、PEFC-DDS 実行の対象である生産品への PEFC 主張の使用を目的にデューディリジェンス・システムを含む COC を構築する場合、このセクションの仕様書は、この規格の要求事項と併用されなければならない。

### 2.2 正式な主張

組織は、DDS 実行の対象である生産品に関する情報の伝達においては、「PEFC 管理材」の主張をしなければならない。

### 2.3 PEFC 管理材の投入原材料に関する要求事項

#### 認証原材料：

下記のいずれかを有する供給者による「PEFC 認証 X%」の主張が付された林産品。

- (a) PEFC 承認認証書、または
- (b) 該当供給者が PEFC 承認認証書の対象範囲にあることを確認する書類

#### 中立原材料：

林産品以外

#### その他の原材料：

認証原材料以外の林産原材料で、下記のいずれかを有する供給者から「PEFC 管理材」の主張を付して納入されたもの。

- (a) PEFC 承認 COC 認証書、または
- (b) 該当供給者が PEFC 承認 COC 認証書の対象範囲にあることを確認する書類

注意書：「供給者が PEFC 承認認証書の対象範囲にあることを確認する書類」の用語は、地域またはグループ森林管理認証の場合、およびマルチサイト（グループ）COC 認証または DDS 認証書（またはその両方）の場合であって供給者が PEFC 承認認証書の適用範囲に言及する書類を有している場合に適用される。

## 付属書 2 : マルチサイト組織による COC の実行

### 規準的文書

#### 1 序論

この付属書の目的は、生産拠点のネットワークを有する組織による COC 要求事項の実施のための指針を設定し、これを以って、一方では COC の認証が経済かつ業務の上で実務的かつ実行可能であることを確実にし、他方では関連する審査が COC の適合性に関わる適切な信頼性を確実に提供することにある。また、マルチサイト組織の認証は、特に小規模な独立企業のグループ内における COC の実施や認証を可能にする。

この付属書は、複数の生産拠点を有する組織に適用される COC の要求事項を実行するための要求事項のみを提供する。

#### 2 定義

2.1 マルチサイト組織とは、一定の活動に関しこれを計画、統制、管理する確認可能な中央機能（以下「本部」と呼ぶ）、および、それらの活動を全面的または部分的に実行する地方事務所や支店（サイト）のネットワークを有する組織、として定義される。

2.2 マルチサイト組織が単一の主体である必要はないが、全ての拠点は、該当組織の本部と法的関係又は契約関係で結ばれ、本部による継続的な監査を受ける共通の COC の対象でなければならない。これは、必要とあれば、本部がいかなるサイトにおいても是正措置を実行する権利を有することを意味する。あてはまる場合は、本部とサイトの間の契約書でこのことに言及しなければならない。

2.3 マルチサイト組織の対象範囲は下記である。

- (a) フランチャイズを経営する組織、または、所有者、経営者、または組織的な連結を通じて連結された多数の支店を有する組織
- (b) COC 認証を目的として設立され、機能する法的に独立した企業のグループ（生産者グループ）

注意書：協会の加盟メンバーなどはここでいう「経営者またはその他の組織的な連結」には含まれない。

2.4 生産者グループとは、グループ総体として COC 認証を取得、維持することを目的として連合した典型的に小規模な独立企業のネットワークである。本部は、有志グループによって指名された適切な業界団体、または、この規格とその遵守のために管理されたサービスをグループ全体に提供する妥当な経験を有する法主体であってよい。本部は、又、グループメンバーの一員が運営することも可能である。

注意書：生産者グループの場合、本部は「グループ主体（group entity）」、サイトは「グループメンバー（group member）」と呼んでも良い。

2.5 サイトとは、該当組織による COC の実行に関連する行為が行われる場所を意味する。

2.6 生産者グループへの加盟は、単一の国にある下記を満たすサイトのみに限られる。

- a) 従業員の数が 50 を超えない（正規の従業員またはそれと同等の従業員）
- b) 年間売り上げの総額が 900 万スイスフランまたはその同額を超えないこと

2.7 関係認定機関が設定する生産者グループに関する一連の追加基準が適用されなければならない。

### 3 マルチサイト組織の適格基準

#### 3.1 総論

3.1.1 組織の COC は、本部による中心的な指揮およびレビューを受けなければならない。

(中央指揮機能を含む) 全ての関連サイトは、組織の内部監査プログラムの対象としなければならない。認証機関による審査開始の前にそのプログラムによる監査を受けていなければならない。

3.1.2 組織の本部がこの規格に従って COC を構築し、全てのサイトを含む全組織がこの規格の要求事項を満たしていることが示されなければならない。

3.1.3 組織は、全てのサイトからデータを収集、分析する(本部権限を含む) 技量と、必要があれば、サイトで運営される COC の変更に着手する技量を有することを示すことが可能でなければならない。

#### 3.2 本部の機能と責任

3.2.1 本部は下記を実行しなければならない。

- (a) 認証機関とのコミュニケーションや関係の維持など、認証のプロセスにおいてマルチサイト組織全体を代表する。
- (b) 認証機関に認証の申請と加盟サイトのリストなど認証の適用範囲を提出する。
- (c) 認証機関との契約関係を確実にする。
- (d) 認証機関に対し、加盟サイトの対象範囲を含む認証適用範囲の拡大または縮小の要求を提出する。
- (e) 組織の全体を代表して、この規格を遵守する COC を構築し、これを維持することのコミットメントを提供する。
- (f) この規格に則った COC の効果的な実行と維持のために必要な情報と指針をすべてのサイトに提供する。本部は下記の情報またはその情報へのアクセス手段を提供しなければならない。
  - この COC 規格書およびこの規格の要求事項の実行に関わる指針書のコピー
  - PEFC ロゴ使用規則の実行に関わる PEFC ロゴ使用規則及び指針書
  - マルチサイト組織のマネジメントに関する本部としての諸手順
  - 評価と監査を目的として、認証機関または認定機関がサイトの文書と施設 (installation) へのアクセスを得る権利、およびサイト情報を第三者に開示する権利に関する認証機関との契約条件
  - マルチ認証におけるサイトの相互責任の原則の説明
  - 内部監査プログラムや認証機関の評価および監査の結果および個々のサイトに当てはまる是正、予防処置

注意書：「相互責任」とは、一つのサイトや本部において発見された不適合によって全てのサイトによる是正措置を要求される、内部監査が増加される、またはマルチサイト認証から辞退する、などの結果を伴うことがあることを意味する。

- (g) この規格に則った **COC** の実行および維持に関するすべてのサイトのコミットメントを含む組織上または契約上の連結を提供する。本部は、本部が是正または予防措置を実行、強制し、この規格を遵守しない場合は認証適用範囲から除外する措置をとる権利を有する旨の書面による契約書または合意文書をすべてのサイトとの間に交わさなければならない。
- (h) マルチサイト組織のマネジメントのための文書化された手順を確立する
- (i) 本部およびサイトによるこの規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する
- (j) 内部監査プログラムを運営する。内部監査プログラムは下記を取り扱わなければならない。
  - － 認証機関による審査の開始に先んじて行うすべてのサイトの現場検査（本部自身の中央指揮機能を含む）
  - － 認証範囲に含まれるすべてのサイト（本部自身の中央指揮機能を含む）の年次現場検査
  - － （新しいサイトに追加の場合）認証機関による認証範囲の拡大プロセスに先んじる、新しいサイトの現場検査
- (k) 内部監査の結果や認証機関による評価や監査の結果報告のレビューを含む、本部およびサイトの適合性に関するレビューを実践する。要求がある場合、是正および予防処置の構築、また、取られた是正処置の効果を評価しなければならない。

### 3.2.2 サイトの機能と責任

マルチサイト組織と連結するサイトは下記に関して責任を負う。

- (a) この規格に則った **COC** の要求事項の実行と維持
- (b) **COC** 認証の要求事項および認証との関わりで該当するその他の要求事項の遵守のコミットメントを含む本部との契約関係の締結
- (c) 正式な審査やレビューに関連するかどうかに関わらず、本部または認証機関からの関連データ、文書、その他の情報の要求に対する効果的な対応
- (d) サイトの施設へのアクセスを含む、本部による内部監査および認証機関による審査を十分に遂行するための完全な協力と支援の提供
- (e) 本部が定めた関連是正処置及び予防処置の実行

## 4 マルチサイト組織で実施されるこの規格の要求事項に関わる責任の適用範囲

| この規格の要求事項                            | 本部 | サイト |
|--------------------------------------|----|-----|
| 6.2 COC のプロセスに関する要求事項<br>－ 物理的分離方式   |    | 有   |
| 6.3 COC のプロセスに関する要求事項<br>－ パーセンテージ方式 |    | 有   |
| 8 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項             |    |     |
| 8.2 責任と権限                            | 有  | 有   |
| 8.2.1 全般的な責任                         | 有  | 有   |



|                    |                   |   |
|--------------------|-------------------|---|
| 8.2.2 COCに対する責任と権限 | 有 (d, e が適用)      | 有 |
| 8.3 文書化された手順       | 有 (a, e, f が適用)   | 有 |
| 8.4 記録の保持          | 有 (f, g が適用)      | 有 |
| 8.5 資源の管理          | 有 (提供された行為に対してのみ) | 有 |
| 8.5.1 人的資源／人員      |                   |   |
| 8.5.2 技術的な設備       |                   |   |
| 8.6 検査と管理          | 有                 | 有 |
| 8.7 苦情             | 有                 | 有 |